

1 日時

令和4年2月10日（木）
午後1時30分～2時45分

（松本総務部長）

ただ今から、令和3年度第2回秋田県総合教育会議を開催いたします。

2 場所

県正庁、教育庁ホール（オンライン開催）

本日の会議は、秋田県総合教育会議運営要綱の規定により公開となっておりますので、御了承いただきたいと思います。なお、出席者の紹介は、出席者名簿の配付をもって代えさせていただきます。

3 出席者（敬称略）

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県教育委員会

教育長 安田 浩幸

委員 岩佐 信宏（教育長職務代理者）

委員 大塚 和歌子

委員 伊勢 昌弘

委員 吉村 昌之

委員 奥 真由美

開会にあたり、佐竹知事が御挨拶を申し上げます。

知事挨拶

（佐竹知事）

まずは、大変お忙しい中、お集まりくださり、ありがとうございます。このコロナ禍でリモート開催ということで、フェイストゥフェイスとは雰囲気は違いますが、あまり改まらずに気楽にやっていきたいと思えます。

4 議事

議題1 令和3年度第1回総合教育会議協議事項
「地域と連携した防災教育の推進について」の取組状況について

議題2 困難を抱える子どもの教育確保のための支援について

議題3 次期「秋田県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」（案）について

年明けから新型コロナウイルスが広がって、県内でもかなり感染が拡大しています。特に今回のオミクロン株により、スポーツ大会など、子どもに関係するクラスターが非常に多くなって、小中高でもクラスターが発生しています。

5 配付資料

資料1 教育委員会と連携した防災教育の取組状況について

資料2 秋田県の教育相談等取組状況について

資料3 子どもの貧困に関する理解と対策の推進について

資料4 秋田県のケアラー支援対策について

資料5 次期「秋田県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」（案）及び概要版（案）

そのような中で、学級閉鎖や休校などを余儀なくされている学校もあり、様々な面で子ども達に影響が及んでおります。県として感染警戒レベルを3に引き上げて感染防止に全力を尽くしておりますが、なかなか簡単には収まりません。教育委員会では、子ども達にもなるべく不織布のマスクの着用をすることや、部活動の自粛などをお願いしております。

これから子ども達は、進級、進学、就職など節目となる大事な時期を迎えます。コロナ禍にあっても、子ども達がスムーズに新しいスタートを切れるようにしていきたいと思っております。

本日のテーマは、「困難を抱える子どもの教育確保のための支援」です。子ども達を取り巻く状況は、相当厳しくなっております。コロナ禍で、親御さんの失業、収入の減などにより、生活に支障を来していると

ということ、人と人との繋がりが非常に少なくなって、様々な面で子ども達の孤立、孤独が広がっているという御指摘もあります。また、不登校やいじめの問題、貧困やヤングケアラーの問題もあります。これらの実態は、なかなか表面化せず、把握が困難なものもあります。いずれこういう問題に、教育委員会だけではなく、知事部局の福祉関係や、様々な分野で横断的に取り組んでいく必要がありますので、この面についても皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。今、世界的にも相当時代の変化がありますが、そういう中で、子ども達を健やかに世に送るということは我々の責任ですので、今日は諸々の御意見を伺いたいと思います。

(松本総務部長)

続きまして、秋田県教育委員会、安田教育長から御挨拶をお願いします。

(安田教育長)

それでは一言挨拶を申し上げます。まず、日頃より県の教育施策に対して、御理解、御協力を頂いておりますことに、心から感謝申し上げます。今年度も残すところ2か月を切ったわけですが、今知事からお話があったように、新型コロナウイルス感染症に関しては、変異株によって若い世代に感染が広がっているという状況で、学校でも教育活動の制限や学級閉鎖などを余儀なくされているところであります。そのような中であっても、各学校では、最大限感染対策を講じて、できるだけ学びを止めないよう努力しているところであります。県教育委員会といたしましても、引き続きサポートしてまいりたいと考えております。

さて、厚生労働省によりますと、昨年度、児童虐待で、児童相談所が対応した件数が全国で約20万5000件と過去最高であります。

また、文部科学省によりますと、昨年度の不登校の小中学生の数が、約19万6000人と、これも過去最多という発表がありました。これは、社会経済の状況であるとか、家庭環境の変化などに加えて、コロナ禍ということも相まって、多くの子ども達が心身に不調を来したり、家庭も含めて、困難な状況が生まれてい

ると考えられます。

さらに最近では、個人の価値観であるとか、ライフスタイルが多様化してきておりまして、子ども達が抱える困難の背景には、もう学校だけでは対応しきれないような、様々な問題が複雑に絡み合っているというケースも多く見られております。

そのような状況を受けまして本日の総合教育会議では、「困難を抱える子どもの教育確保のための支援について」を協議テーマに取り上げさせていただきました。困難を抱える子ども達に寄り添った支援を行っていけるように、関係機関との連携強化や体制づくりなど、広く意見交換ができればと考えております。

知事をはじめ知事部局の皆様にも、今後より一層の御協力をお願い申し上げます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

(松本総務部長)

ありがとうございました。それでは議事に入ります。会議の議長は、秋田県総合教育会議運営要綱第3条に基づき、知事となっておりますので、知事に進行をお願いいたします。

(佐竹知事)

それでは、次第に従い、進めます。初めに、次第の4「議事」の議題第1です。前回、第1回会議で取り上げました、「地域と連携した防災教育の推進」について、これまでの取組状況を、知事部局、教育庁それぞれの担当から説明していただきます。

(佐藤総合防災課長)

それでは説明いたします。総合防災課長の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私から、防災教育に関する県の取り組みについて配付しております資料1の記載内容に沿って御報告いたします。

総合防災課の基本方針として、防災教育については、教育委員会からの求めに応じて積極的に協力することとしております。これは、よく言われる、自助あるいは共助といった、自らの安全を守る意識を幼い頃から

継続して醸成する防災教育の充実こそが、今後も頻繁におけるであろう災害から身を守るための、重要な要素であると考えているからであります。

こうした基本方針のもと、資料1の①の令和3年度災害安全指導者研修会についてであります。県教委からの求めに応じまして、この研修会に防災士の資格を持つ自主防災アドバイザーを派遣いたしまして、講演を担当させていただいたところあります。概要につきましては記載のとおりですが、児童生徒さんとの問いと対話を重視して、主体性や判断力を養うという指導方法が重要であるといった内容で講演を行っていただいたと伺っております。

次に、②の学校安全外部指導者派遣事業についてあります。これについても県教育委員会からの求めに応じまして、総合防災課職員が県内の小中学校や支援学校に出向いて、防災に関する講話や、ゲーム形式による実習を行っております。今年度は8か所で行いました。以上が今年度の取組状況の概要であります。

今後については、教育委員会からの求めに応じるだけではなく、資料の一番下に記載した内容をはじめとして、より工夫を凝らした防災教育の内容、例えば、消防団員による体験学習ができないか、といったようなことを県からも提案させていただくとともに、県における防災部局と教育部局の連携が、市町村においても浸透するよう、市町村における連携体制の構築を支援するなど、今まで以上に連携を深めてまいりたいと考えております。説明は以上であります。

(佐竹知事)

では、次に保健体育課からお願いします。

(寺田保健体育課長)

第1回目の会議で協議いただきました「地域と連携した防災教育の推進について」、県教育委員会の今年度の主な取組を報告いたします。

はじめに「災害安全指導者研修会」の開催です。9月6日に学校安全の中核を担う教職員を対象として、災害に関する3人の専門家を講師に招き、実施しております。秋田大学の水田教授からは今後起こりうる災

害の対策について、秋田地方気象台の大高次長からは気象情報の有効活用について、防災士の五十嵐氏からは、元教員という立場から学校の教育活動に防災教育を取り入れる具体的な方法などを御教示いただき、教職員の資質向上を図っております。

次に、「学校安全外部指導者派遣事業」です。秋田大学、自衛隊秋田地方協力本部、秋田地方気象台、秋田河川国道事務所、県総合防災課等と連携し、専門知識を有する外部指導者を各学校等に35回派遣し、講演や演習等の具体的な指導を行い、学校における防災教育の充実を図っております。児童生徒等への指導だけでなく、教職員の研修としても活用されるとともに、保護者も参加できるプログラムもありますので、PTA等の学校行事に併せて事業を活用している学校もありました。

次に、保健体育課指導主事による「学校訪問」です。今年度は統合校や新設校など、学校安全に関して状況が変化した学校を優先的に、24校訪問しております。その訪問を通して、市町村防災部局や地区の防災士と連携した避難訓練や避難所開設訓練の実施について指導・助言するとともに、取組の好事例について他の学校に周知することができました。今年度訪問した学校の、特徴的な取組をいくつか紹介します。身を守る行動に重点を置いた予告なしのショート訓練を年に複数回実施している学校がありました。また、備蓄されている段ボールの仕切りを使った避難所開設訓練や炊き出し訓練だけでなく、災害用備蓄食料を学校で食べさせ、児童生徒の家での会話を、家族で防災について考える機会の創出につなげようと取り組んでいる学校もありました。さらに、保育園・小学校・中学校が合同で引渡し訓練を実施し、校種間連携を図っている学校や、学校運営協議会等に、市町村の防災部局担当者を委員として任命し、学校での取組について助言をいただき、教育活動に反映させている学校もありました。

最後に、学校が地域や関係機関と連携して防災教育を推進する体制構築を図る、「地域連携安全・安心推進事業」です。昨年度に引き続き、能代市東能代地区を推進地域に指定し、能代東中学校、第五小学校をモデル校として実施しております。能代東中学校では、

地域住民や市の防災部局と連携を図り、避難所開設訓練を実施し、避難所となった場合の教職員と地域住民の協力体制について確認するとともに、生徒は避難所を設置・運営する側と避難する側の両方を体験し、災害発生時にどう行動すれば良いか確認しております。また、昨年度から実施しております「防災小説」に関しては、全国で同じ取組を行っている中学校との全国交流会に参加しております。「防災小説」とは、最後は希望をもって終わることをルールとし、災害の発生を想定して、その時自分や家族は何をしているか、どんな気持ちになるか、周りにはどんな様子になっているか、助かるためにどうすればいいのかなどを綴るものです。「防災小説」を書くことにより、災害を自分事として捉えるだけでなく、被害を最小限に食い止めるための知識や、自分が住んでいる地域の防災課題も把握することができる、効果的な防災教育であると感じております。この全国交流会を通して、様々な地域や場面で発生する災害を考える良い機会になったと感じております。校内で行った発表会には学校運営協議会委員と第五小学校の6年生にも参加してもらい、地域の防災課題や避難方法について情報共有することもできました。ただ、修学旅行中に計画していた気仙沼震災遺構・伝承館への訪問をコロナ禍により断念せざるを得ませんでした。被災地を訪問し、実際に目で見て、被災者から直接話を伺う機会がなくなってしまったことは、非常に残念でした。

次に、第五小学校の取組であります。防災士を講師として児童と地区自治会の方を対象に防災教室を実施し、災害を正しく理解し、事前に対策を取ることや、日頃の防災訓練を通して自ら考え、率先して避難行動する態度を身に付けることの大切さを学んでおります。また、同日に職員と地区自治会の方を対象に、市の防災部局担当者が能代市のハザードマップを活用し、起こりうる災害とそれに対する避難場所、避難所について説明を行い、災害時に取るべき行動等を確認しております。

以上のように、県教育委員会では様々な事業を通して防災教育を推進してまいりました。今後も、ICTを活用したオンラインによる被災地等との交流や、市

町村の防災部局や地域の防災士と連携・協働した体験的・実践的な避難訓練の実施など、各種事業を通して防災教育の推進に取り組むとともに、地域と連携した防災教育の重要性について全県に広く周知してまいります。これで、保健体育課の報告を終わります。

(佐竹知事)

ただ今の説明について、御質問や御意見ございますでしょうか。

(教育委員会：意見なし)

(佐竹知事)

では次に、議題の2の「困難を抱える子どもの教育確保のための支援について」に移ります。

まず教育次長から説明願います。

(石川教育次長)

教育委員会、教育次長の石川と申します。それでは困難を抱える子ども達への支援として、教育委員会が行っている生徒指導関係の取組について御説明いたします。

先ほど教育長からもありましたように、社会環境も大変変化しておりますので、子ども達を取り巻く環境もまた非常に多様化、複雑化してきております。状況の把握が困難で、適切な対応が難しいケースも増えており、昨年11月の市町村教育委員会教育長会議では、困難を抱える子どもへの支援のあり方をテーマにして、課題や取り組みについて情報交換を行いました。県教育委員会では、問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決を目指し、教育相談体制の充実を図っておりますので、その取組を御紹介いたします。

資料2のスライド2というコマをご覧ください。今年度はスクールカウンセラーを全ての中学校の本校と、全ての県立高校に、小学校での相談に対応するエリアカウンセラーを各教育事務所に、緊急的な事案に対応する緊急カウンセラーを義務教育課に配置しているほか、スクールソーシャルワーカーを各教育事務所と総合教育センター、明徳館高校に配置し、学校に向く

などして相談に応じています。また学校には相談しづらい悩みにも対応できるように、フリーダイヤルを設置したり、不安を感じる子どもが増加する夏休み明け前後の1か月間は、SNSを活用した相談窓口を設けるなど、児童生徒や保護者の多様なニーズに応じた相談体制の充実を図っております。

スライドの3をご覧ください。これは令和2年度にスクールカウンセラーが対応した相談内容の内訳です。不登校や性格、行動、友人関係といったものが上位を占めますが、家族・家庭や児童虐待といった学校からは見えにくいところで起きている問題や、学校が介入することが難しい問題に関する相談も一定の割合を占めています。スクールソーシャルワーカーなどを通して、早い段階で福祉支援機関への円滑な接続が必要となるケースもあります。学校は子ども達が抱える様々な困難に対しての気付きの場ではありますが、その一方で、学校教育だけでは解決できない問題も増えているという現状が伺えます。このように、専門的な知識と経験を有するカウンセラーやソーシャルワーカーに相談できる機会を確保するように努めている一方で、相談ニーズが非常に多様化、複雑化し、全ての相談の要望に十分対応できていないという実情があります。限られた人数で、決まった配置時間の中で対応せざるを得ないため、早期対応ができれば、問題の長期化や深刻化が防げるわけですが、今回の相談日まで間が空いたり、新規の予約が取りにくいといった現状もありまして、全てのケースにタイミングよく支援していくということが専門人材の予算の確保と併せて課題となっているところです。

最後に、令和4年度に予定している事業について御紹介いたします。スライドの4をご覧ください。相談体制は、今年度と同様ですが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間、配置箇所については、今年度の相談時間の実績などを考えまして、当初から拡充を図ることとして、できるだけ多くの相談に応じてまいりたいと考えております。また、新しい取組として、小学校の生徒指導主事を対象にして、生徒指導上の色々な課題について、検討、分析する研修会を開き、チーム学校として組織的な対

応ができるような人材の育成にも努めてまいります。子ども達一人一人が生き生きと学校生活を送ることができるよう、引き続き支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。私からの説明は以上です。

(佐竹知事)

ありがとうございました。それでは、健康福祉部から説明願います。

(佐藤地域・福祉家庭課長)

地域・福祉家庭課長の佐藤です。引き続き、議題2について、当課の取組を御説明いたします。資料3の最後のページをご覧ください。課題を3つ挙げております。1つ目の課題、「生まれ育った環境に左右されない社会の実現」は、対応した取組として、今年、県社会福祉協議会が事務局となり、子ども食堂など、多機関が連携し、子どもの支援に取り組む関係者によるネットワークを新たに構築しております。このネットワークでは、Webサイトを開設しており、関係機関同士の情報共有や、外部に向けた情報発信を今後さらに進めてまいります。同じく、1つ目の課題に対応した取組として、今年度から、「養育費の確保」に向けた取組を支援しております。夫婦が離婚し、子どもが父母のどちらか一方と生活することになったとしても、その双方に養育の責任があり、その費用を負担する責任があります。これまで、離婚相談等は行っておりましたが、市町村の戸籍担当窓口、弁護士会、公証人役場等と情報共有し、子どもの成長に必要な養育費を、公的な書面で作成する場合の費用などについて支援を開始しております。

2つ目の課題、児童虐待の早期発見、早期対応に向けた体制強化は、対応した取組として、この数年来、児童福祉士等の増員を進めてきております。今後は、児童相談所を補完する役割を持つ児童家庭支援センターを開設するほか、新複合化相談施設の整備による機能強化、機能連携の緊密化などにより、支援拠点の地域分散化と、包括的な相談支援体制の整備の双方を進めてまいります。

3つ目の課題、里親委託のさらなる推進です。何ら

かの理由で、実の親と暮らせない子ども達に、より家庭に近い生活環境を確保するため、里親委託を進めております。平成26年度には、本県の里親委託率は6%台と、全国で最も低い数字でしたが、関係職員の意識変容とともに、それまで、秋田県になかったファミリーホームの開設、里親のなり手発掘、乳児院と児童養護施設への里親業務委託などを進め、昨年度末で里親委託率17.6%となっております。以上が地域・家庭福祉課の概要説明です。

(高橋長寿社会課長)

長寿社会課長の高橋です。それでは私から、秋田県のケアラー支援対策について御説明申し上げます。資料4の一番最後のページをご覧ください。秋田県が現在検討している支援策の資料です。こちらにつきましては、令和4年度、特に次の3つの支援策を予定しております。1つ目は、SNSを活用した相談支援体制の構築。2つ目は、オンラインツールを活用した集いの場の提供。3つ目は、相談援助従事者に対する研修です。真ん中の図は、事業全体のイメージとなっております。その下に、ケアラー支援のフロー図を載せております。特に18歳未満のヤングケアラーを含む若い世代のケアラーは、学校や仕事、介護の両立のため、自由になる時間がないことや、どこに相談していいかわからない、相談機関に足を運ぶこと自体が難しいということが想定されており、こうしたことから、新年度は、仮称ですが、ケアサポートライン秋田を開設しまして、相談者が都合の良い時に相談することができるよう取り組むこととしております。具体的な運用にあたっては、休日、早朝、夜間などは、AIによる回答を行い、その後、窓口を担当する専門職員などが、その内容に応じて、関係機関による支援ネットワークから適切な相談機関などに橋渡しを行うことにしております。そのため、部局を横断し、庁内連絡会を設置したところでもあります。このように、相互の連携を図りながら、支援策に取り組むこととしておりますが、特にこのヤングケアラーにつきましては、学校など、教育機関はもとより、関係機関の連携した取組が不可欠であることから、連携強化と体制づくりに努めてま

いりたいと考えております。以上が長寿社会課の概要の説明です。

(佐竹知事)

ありがとうございます。困難を抱える子ども達の問題というのは、最近、大分クローズアップされていて、身近な問題にもなっています。県としても、予算、担当課所の連携、新しい組織づくりなど様々取り組んでおりますが、まだまだ課題はあると思います。

委員の方々から、御意見、御質問等をお受けしますので、よろしくお願いします。

では、御意見のある方からどうぞ。

(岩佐教育委員)

はい。教育委員の岩佐でございます。自分の子どもの頃の社会は、今と比べて、もっとシンプルだったような気がします。もちろん、いじめとか暴力はありましたけれども、それは非常に単純なもので、今のよう、SNSなどで行われる独特ないじめは考えなかったと思います。親の暴力とか、教師のいわゆる愛の鞭というのも存在していて、それはいわば必要悪のようなものとして、世の中である程度容認されていたと思っております。私も高校時代は、担任の先生によく殴られたものでした。殴られた本人も父兄も、それは当然のこととして全く気にしていなかったなと思えます。LGBTというのもありましたし、これも歴史文学を紐解いていけば、平安時代や戦国時代にはすでにそういったものが、確かに存在していたなと思えます。

昔とは社会のあり方や価値観、生活様式も変化・多様化してきて、それに伴って、子ども達を取り巻く生活環境も大きく変化していると思います。そんな中で、子ども達が、自分達が育ってきた環境を客観的に判断して、自分達が貧困や暴力の犠牲者であり、そしてヤングケアラーであるということを、自分自身の問題として認識できるかということが、非常に問題であると受け止めました。言い換えれば、困難を抱えているという自覚、自己認識を持つことができるのだろうかと思ってしまう。貧困について言えば、その日の食事にも困るような子どもは沢山います。確かに存在し

ます。私の友人でも子ども食堂の運営に携わってる人がいて、彼に話を聞くと、子どもだけじゃなくて親も一緒に子ども食堂にご飯を食べに来るそうです。貧困というのはその世帯全体、家族全体の問題であると考えさせられました。そして、その貧困というものに対して、地域住民や教育ができることは、対症療法的で、間接的な支援に止まらざるを得ないと思っております。やはり第一義的には、雇用や低所得が根本的な理由と思われるので、県の産業政策と福祉施策を合わせて、是非とも保護対策を充実させていっていただきたいと思っております。

ヤングケアラーに関しては、先ほど健康福祉部からのお話もありましたけれども、ケアに当たることによって、本来子どもがすべき勉強や、友達との遊びや課外スポーツ、そういった将来の人間形成にとって欠かせることのできない様々なことができない状態になっている。これは将来の人間形成にとって大きなマイナスになるのだらうと思っております。学校と保護者が連絡を密にしてその状況を踏まえ、行政機関と一緒に、子どもにとって何が一番大切かということを中心に考えていけるような仕組みが必要でないかなと思っております。あとは暴力。DVやネグレクトというような、心身に対する暴力ですけれども、周りから見たらDVに当たると思っている、保護者は躰や教育だと考えているケースが多いと思っております。少なくとも、そう取り繕うことはすごく多いんだらうなと思っております。子どもからの「助けて」という心の叫びに気付くことができるかが、教育の現場に問われていると思っております。子ども達の一番近いところにいるのが担任や、養護の先生です。そういった子どもの声なき叫びを確認したら、誤認や勘違いを恐れずに、管理職に相談し、管理職はそれをしっかりフォローをして、スクールソーシャルワーカーなどの専門家にスムーズにつなぐようにしていってほしいと思っております。管理職は現場が臆することがないように、しっかりと受け止めてフォローしていただければいいなと思っております。

県の現状として、スクールソーシャルワーカーの確保が大変難しいというのを聞いております。知事におかれましては、例えば、医師会だとか病院協会などに

も人材の確保に御協力をいただくように呼びかけていただくとともに、学校からの要請に十分に対応できるように、予算面での配慮をお願いできればと思っております。

(佐竹知事)

はい、ありがとうございます。

それでは、順番に、大塚委員どうですか。

(大塚教育委員)

はい。教育委員の大塚です。よろしくお願いいたします。

困難を抱えた子どもというのは、貧困、ネグレクト、虐待、ヤングケアラー、それから学校現場では、いじめや不登校、発達障害の傾向のある子ども、LGBTQ、また、その子の人生に関わっている親との関係、アタッチメントや愛着障害など、困難と言っても多岐に渡るものと思います。そもそも結果としての貧困や、社会生活で困難になってしまっているという原因はどこにあるのでしょうか。私はいつもそれを考えてしまうのですが、結果に手を差し伸べることも大事だと思いますし、それに加えて、そのもっと手前のところから、もっと根本のところからの再認識が必要ではないかと思っております。親と子どもそうですが、そもそも私達は、人と人との関わりがなくては生きていけないと思っております。他者との無形な心の繋がりがあってこそ、喜びも悲しみもある、といったところでしょうか。大きな意味で、人間の愛情があって生きていけるものだと思っております。

そこで教育の果たす役割は大きいと思っております。教育分野においては、私は感情の発達に力を注ぐ必要があるのではないかと考えています。困ってる方に寄り添って、相手の気持ちを察することのできる心の教育というのが大切だと思います。これは脳の発達や発育にも本当に関係してくると思っております。本によると、鍛えれば、自分や他者の感情の認識はいくつになっても改善すると言われております。長期に渡って意識して感情を育てていけば、必ず改善、もしくはより向上して、全体がボトムアップするのではないかと考えています。

感情の発達ということに関連してもう一つあります。

他者の気持ちがわからなくても、点数がもらえる利便社会というのをもう一度考えるところに来てるのではないかと私は思います。先日、日本で一番東大合格者を輩出することで有名な偏差値の高い高校の生徒が、共通テストを控えている受験生を切りつけるという、とても理解できないような事件がありました。しかも、切りつけた生徒は、将来医師を目指しているということを知りました。医師を目指す人が、いや、普通の人でも、見ず知らずの人を切りつけるのでしょうか。こんな人が医師になったら大変だなと思いました。もし感情が十分に発達していれば、相手のことを少しでも思うことができれば、今から受験する人にそんなことはしません。日本で最近起きてる色々な不可解な事件も、他人のことを思ったらできない事件ばかりです。頭が良いというのは点数だけでない、本当の良さというのは何かということを考えさせられた事件でした。そういう意味で、教育の果たす役割というものは、社会生活においても、その人個人の人生においても何よりも大切な分野であると思います。

それから感情の教育の追加ですが、教育委員会では、ふるさと教育というのを推進しています。もともと秋田県民は優しくて温かい県民性で、この雪の季節をじっと我慢して春を待つという粘り強さも持ち合わせています。ふるさと教育では、秋田という地域のことだけではなくて、その人柄や気質というものを愛すること、言うなれば、目には見えないもの、感情とか、そういう心を大事にする気持ちを育てるということをしていると思います。相手も、そして自分自身も大事にする感情を育てる。それは、貧困で孤立する人のいない、社会全体の幸せに繋がるのではないかと考えています。

国でも、孤独、孤立対策に力を入れ始めています。子ども達の孤独や孤立には、保護者の困難からくる要素が多くあるものと思います。雇用や労働、福祉、そして教育の各分野が柔軟に連携していくことが大切だと思います。寄り添える人が必要な時代というか、大丈夫だよと言ってあげられる大人が必要な時代だと思います。それは、基本は親なのかもしれませんが、行政とか教育という役割を超えて、横断的に協力して果たしていければいいと思います。それぞれができるこ

とを持ち合って、タッグを組んで、みんなで支え合うような体制を整えていければいいのではないかと思います。保護者もしっかり支えてもらうことにより、子どもが子どもらしく、伸び伸びと学校で学びを受けられるようになるのではないかと期待しています。私からは以上です。ありがとうございました。

(佐竹知事)

ありがとうございました。次に、伊勢委員お願いします。

(伊勢教育委員)

教育委員の伊勢です。私は不登校の問題についてお話をしたいと思います。不登校が問題だというのは共通認識なんですけど、じゃあどうして問題なのかと考えると、どうもよくわからないところがあります。

私が県にお願いしたいこととしては、不登校の子ども達が、その後どういう人生を送ったのかということについての追跡調査です。今、40歳から60歳までのいわゆるひきこもりと言われる方々が、日本全体に60何万人にいるということなのですが、それと不登校は、何か関連性があるのか。学校時代に不登校だった人達がひきこもりになる可能性が高いのだとすれば、それはやっぱり大きな問題だろうし、学校時代に不登校だったのと、社会に出てからのひきこもりがあまり関係ないとすれば、それはそれで考えなければいけないだろうと思います。不登校になった人たちがそのために、例えば、就職ができなかったとか、就職したけどすぐ辞めてしまったとか、そういう事例があるとなれば、不登校というのは深刻な問題だと思います。もちろん、不登校とひきこもりが関係ないから、それは大きな問題でないということはないのでしょうけど、ひきこもり、不登校という問題をきちんと把握して対策を立てていく上で、なぜ不登校が良くないのか、その後の人生はどうだったのかということ、もし追跡調査することができれば、より有益な対策が立てられるのではないかと思います。これは子ども達から追っていくやり方もあるでしょうし、逆に今のひきこもりの人たちのお話をしてみて、子どもの頃どうだったの

か、その関連性がわかれば、不登校対策がより有効なものになっていくのではないかなと思います。もちろん追跡調査の様なものは、プライバシーの問題もあるし、大変困難な問題だということはわかるのですが、もし可能であれば検討していただきたいと思います。

それから、これは意見じゃなくて質問なのですが、先ほど困難を抱える子どもへの支援という中で、養育費の確保に向けた支援という話があって、これは養育費を支払ってもらうための相談であるとか、そういう強制執行の手続きについて、県が支援するということなのですが、支援というのは、要するに、お金をくれるとことなのか、貸してくれるということなのか。その辺を簡単に説明していただければと思います。

(佐藤地域・家庭福祉課長)

養育費の支援につきましては、今年度から始まった制度となります。対象となるのは4つの事務費が対象になります。

1つ目は、公正証書を作る際の手数料を事務補助するという制度です。

2つ目が、公正証書がうまく作れずに裁判所に調停を行う場合に、弁護士の事務費用等を補助するものです。

そして3つ目が、もしも、約束した養育費が支払われなかった場合、保険会社と契約を結んでおくと、保険会社が立て替えて養育費を払ってくれるという保険制度への補助です。

それから4つ目が、養育費が払われず、裁判所に強制執行をお願いするという場合の強制執行に要する事務費の補助、この4つの補助制度を設けております。

以上です。

(伊勢教育委員)

要するに、県から出してもらう補助というのは、利用する方が返さなくていいということなのでしょうか。

(佐藤地域・家庭福祉課長)

はい。これについて返す必要はありません。ただ、満額全て補助するというのではなくて、一定の上限

は設けております。

(伊勢教育委員)

先ほどの、養育費を保険会社が立て替えてくれるという制度はとても良い制度だと思うのですが、保険会社が立て替えて払うということは、保険会社が相手に請求していくということになるのですよね。

(佐藤地域・家庭福祉課長)

おっしゃるとおりです。

(伊勢教育委員)

では、その保険料も県が負担するということですか。

(佐藤地域・家庭福祉課長)

県が対応するのは、保険会社と養育費の契約を締結する父か母に対して、一定の補助をするということになります。契約を結ぶのは、保険会社と、その父か母のどちらかとなってなります。

(伊勢教育委員)

分かりました。ありがとうございます。

(佐竹知事)

よろしいでしょうか。

それでは、次に吉村委員お願いします。

(吉村教育委員)

教育委員の吉村です。どうぞよろしくお願いします。

私からは、学校の立場で話したいと思います。困難を抱える子ども達というのは様々なケースがあると皆さんおっしゃってますが、困難の内容も子どもの数だけ多様化されております。そこで、学校の先生である教職員の方々が一番子どもの身近なところにいるわけですが、学校の先生方が何でもできるかということ、そうではありません。今は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護司、相談員など、専門家の方々もいらっしゃいますが、その部分の役割も先生方が担っている。しかし、先生方は子ども達に寄

り添うことはできますが、それらの専門の知識があるわけでありません。研修を通して色々とやっていただいているとは思いますが、先生方に任せるような、いわゆる学校＝プラットフォームという考え方が、もうすでに通用しない状況になってるんじゃないかと考えております。例ではありますが、福祉と教育が連携するなどした第三者的な立場の組織があれば、先生方も安心してバトンを繋いでいけるのではないのでしょうか。やはり今、先生方の心や身体のケアがなかなか追いつかず、休まれる方が多くなってきておりますし、そういう部分を考えますと、やはり専門家の方々の力をしっかりと借りていかなければいけないのではないかと思います。第三者的な立場の組織の話があまり極端だとしたら、専門家や各部署と連携することで対応し、それが先生任せではなく、やはりその専門の方々に出発していただくという形がよいのではないかと考えております。将来を担う子ども達が健全に生活できること、また、楽しく学校に通えることを願っておりますので、御配慮をよろしくお願いいたします。以上です。

(佐竹知事)

はい。今の点について教育委員会の方で意見等ありますか。

(安田教育長)

安田です。今、吉村委員がお話された学校＝プラットフォームという概念がもう通用しない時代が来てるというのは、我々も実感しております。

以前は、学校が色々なものを抱えながらやってきたわけですが、最近は外部の方々の専門的な知見を利用しながら行う指導に変わってきていると思います。先ほど、ケアラーのフォロー図がありましたけれども、その一番下のところに学校が載っていました。例えばヤングケアラーに関して、学校でそういったことが話題になることもあまりありませんし、学校だけではなかなか対応しきれません。あのフォロー図を見ますと、児童相談所をはじめ、様々な機関が絡んで一つのネットワークとなり、ヤングケアラーに関して支援

していこうということですが、そういう組織づくりができれば、少しずつ解決に向かっていくんじゃないかなと思います。

不登校でも、いじめでも、貧困でも、それらに関して組織の連携が広がり、強まることは非常に重要です。我々も模索しながら取り組んでいかなければいけないと思ってます。以上です。

(佐竹知事)

最後に、奥委員お願いします。

(奥教育委員)

教育委員の奥です。よろしくお願いいたします。私からは、不登校、虐待、ヤングケアラーなど、実際には認識されていない困難を抱えた子ども達の姿も実はあるということをお伝えしたいなと思います。

経済的困難とか、色々あると思うのですが、何よりやはり精神的困難を抱えている子ども達が非常に多いと感じています。私は不登校の支援としてフリースクールを長らくやっておりまして、その中で、子ども達からの声、保護者からの声などを日常的に色々聞く機会が非常に多いのですが、実は最近も小学校で自殺未遂があったと聞いていまして、もしかしたら、助けてという声を拾えない状況もあるのかなと感じています。不登校かどうかに関わらず、通常どおり学校に通いながらも、苦痛や、我慢を抱えながら通っている子ども達が実際にはいると思います。その要因としては、友達や学級の子供達とうまく関われないということ、あるいはやはり教員、先生との関係ですね。すごく厳しい言葉を先生から言われて、そこからPTSDになったりする生徒もいます。学級の中のどんな環境で子ども達が過ごしているのかというところは、なかなか私達が見ることができない部分もあります。最近はオンラインの授業も増えてはいると思うのですが、どんな環境で子ども達が過ごしているかというところがなかなか見えづらい。その中で、先ほど他の委員の発言にもあったように、心の教育という部分について、自分を認める、他者を認めるということ。そして何より、自己肯定感。自分には価値がないと口

に出して言う生徒も非常に多いです。そこが本当に大事な部分だと感じています。改めて、失敗しても大丈夫なんだという環境や、安心、安全に自分の考えや意見を述べられる環境づくりが、もっと必要になってくるのではないかとすごく感じています。スクールカウンセラーの方々の存在も非常に大きいと思うのですが、相談したくてもなかなか予約が取れないという声もありますし、また、スクールカウンセラーの先生にもなかなか心を開けないという声も実際にはあるようです。

そして、発達障害やグレーゾーンと呼ばれている子ども達も非常に増えていると感じます。先生達も日々とても難儀して頑張られているので、さらに求められることが多くなると考えると、やはり学校だけの対応ではなく、改めて地域と連携したり、民間の力を借りながら一体となって、子ども達をサポートできる環境がくれたらいいのではないかと思います。学校と家庭の行き来だけでなく、例えばフリースクールもそうだと思うのですが、色々な大人や色々な人たちと出会える第三の場所がもっと増えていくことも非常に大切なのではないかなと思っています。学校だけではなく、もっと広げて、私達が地域で連携してサポートできる体制を御提案したいなと思っています。以上です。ありがとうございます。

(佐竹知事)

ありがとうございます。先生方から様々な御意見を伺いました。

困難を抱える子ども達の問題というのは、教育現場だけでは絶対に解決不可能です。特に世界的な貧困格差問題。今の格差というのは、完全にスキルによるものです。昔は、勉強ができなくても、力があると仕事もいっぱいあったので、格差もそうなかったのですが、これからはスキルによって相当格差が出ます。この問題が一番根底にあるのかなと思います。昔とは産業構造が全く変わっていますので、力仕事は全部機械がやる。そうすると、多様なスキル、特殊なスキルがないと、なかなか職にありつけないという社会の仕組みがあるようです。

また、不登校について。ちょっと皮肉なこと言いま

す。私が子どもだったとして、もし自分の成績があまり良くなかったとしたら、秋田の学力が日本一というのをいちいち言う必要があるのかな、と感じると思います。これを言われると自分が落ちこぼれに見えるんです。私は、学力調査の結果で一位を決める必要はないと思うのです。小学校、中学校での学力が高いからといって、大人になっても全部がうまくいくわけではない。なんとなく、所得で人間に格差をつけるという時代が悪いような気がします。社会的風潮であり、一気に解決できるものでもありません。

また、いじめについては、最近の事例を見ますと全部SNSです。新聞やテレビを見て自分で確かめるということをせず、SNSの書き込みだけを信じて拡散する。物事の判断をする時に、証拠を持って確認するという習性があまりないのかなと思います。机の上での勉強よりも、実際に経験する勉強も必要だと思います。

また、学校は勉強するところではありますが、やはり楽しくないとだめです。楽しいと子どもは学校に来ますよ。成績や色々な決まり事に制限されることで自由度が低くなり、不登校になってしまう子どもは窮屈さを感じているのかもしれない。成績だけではなく、楽しい学校を創るということが、これから様々な課題の解決に向かうために必要な要素だと思います。いずれ、教育委員会だけではなく、様々な県の組織、市町村、民間団体、こういうところを全部横串に刺して教育というものを考える時代に入っているのではないかなと思います。

では、教育長からお願いします。

(安田教育長)

本当に色々ありがとうございました。今日のテーマは、本当に多岐に渡る奥の深い、すぐに解決できないような内容の話でして、頂いた様々な御意見を我々がこれから参考にさせていただきながら、進めていかないけないなと思ったところです。秋田県教育委員会、県立学校が、以前から進めてきているふるさと教育、心の教育、そういったものをより一層充実させながら、子どもや家庭に寄り添った教育を引き続き行っ

ていきたいと思いますし、今日お話が出たようなことに関しては、当然、学校や県教委だけで進めていくのはなかなか難しいという部分もありますので、知事部局の方々にも色々と御支援をいただかないといけない点が多々あるかと思えます。引き続き、連携して取り組んでいければと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

(佐竹知事)

次に、議題3の次期「秋田県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」の策定について、事務局から説明をお願いします。

(菅生総務課長)

総務課長の菅生です。よろしくお願いいたします。それでは私から、次期「秋田県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱案」について御説明いたします。配付しておりますA3判の大綱案概要版をご覧ください。この大綱は、「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン」の中の、教育、学術及び文化に関する部分をもって代えており、対象期間は令和4年度から令和7年度までの4年間としております。

一番上の「大綱の取組と目指す姿」に記載している3つの項目は、新プランに掲げた4年後の目指す姿になります。次に「大綱の施策体系」ですが、新秋田元気創造プランから、教育と学術に関係する部分として「戦略6 教育・人づくり戦略」を、スポーツと文化振興に関する部分として「戦略3 観光・交流戦略」を取り込んでおります。

はじめに、「戦略6 教育・人づくり戦略」について説明いたします。戦略6では、6つの目指す姿を掲げ、新たな取り組みとして、ICTを効果的に活用した質の高い学びの充実、オンラインを活用した海外交流の架け橋となる人材育成への支援、また、デジタル技術等の進展やグローバル化に対応した教育研究体制の強化への支援などを掲げております。

では、施策の展開について説明いたします。目指す姿1では、「地域に根ざしたキャリア教育の充実」など2つの方向性に基づき、「秋田の将来を支える高い

志にあふれる人材の育成」を図ってまいります。

目指す姿2では、「新たな時代に対応した『秋田の探究型授業』の推進」など5つの方向性に基づき、「確かな学力の育成」を図ってまいります。目指す姿3では、「グローバル化に対応した英語教育の推進」など3つの方向性に基づき、「グローバル社会で活躍できる人材の育成」を図ってまいります。目指す姿4では、「規範意識と自他を尊重する心を育む教育の推進」など3つの方向性に基づき、「豊かな心と健やかな体の育成」を図ってまいります。目指す姿5では、「多様な資源を活用した教育・研究・社会貢献活動の促進」など2つの方向性に基づき、「地域社会の活性化と産業振興に資する高等教育機関の機能の強化」を図ってまいります。目指す姿6では、「多様な学びの場づくり」など2つの方向性に基づき、「生涯にわたり学び続けられる環境の構築」を図ってまいります。

続いて、「戦略3 観光・交流戦略」について説明いたします。戦略3からは、目指す姿3「文化芸術の力による魅力ある地域の創生」と、目指す姿4「活気あふれる『スポーツ立県あきた』の実現」を取り上げております。目指す姿3では、「あきた芸術劇場を核とした文化芸術の発信とにぎわいづくり」など3つの方向性に基づき、「文化芸術の力による魅力ある地域の創生」を図ってまいります。目指す姿4では、「ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進」など4つの方向性に基づき、「活気あふれる『スポーツ立県あきた』の実現」を図ってまいります。大綱の説明は以上になります。

(佐竹知事)

ただ今の説明について、御質問や御意見ございますでしょうか。

(教育委員会：意見なし)

(佐竹知事)

ありがとうございました。では、今年度末の新プランの完成をもって成案とすることにいたします。

他の議題についても、何かご意見等あればお伺いし

ます。

(教育委員会：意見なし)

(佐竹知事)

それでは、今日は貴重な御意見、大変ありがとうございました。様々な御意見を踏まえまして、これから教育委員会と知事部局が色々な面でしっかり連携を深めて対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。これで、今回会議の議事を終了します。どうもありがとうございました。

(松本総務部長)

これをもちまして、令和3年度第2回秋田県総合教育会議を閉会いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。